

# 成年後見制度の利用に関する関係機関

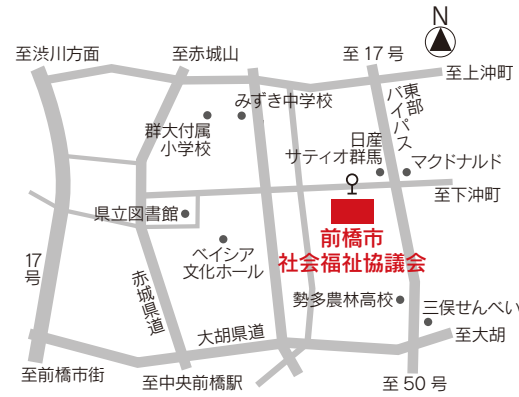
判断能力に不安があり、福祉サービスの利用や日常的な支払いなどを手伝って欲しい  
成年後見制度について全体的な相談がしたい

**前橋市社会福祉協議会**  
**地域福祉課 生活支援係**  
前橋市日吉町二丁目17-10

**受付時間** 月曜日から金曜日  
(祝日及び年末年始を除く)  
午前8時30分から午後5時

**電話** 027-237-1261

**ファックス** 027-219-0337



# 成年後見 制度とは

成年後見制度は

認知症、知的障害、精神障害などによって  
物事を判断する力が十分でない方の  
権利や財産を守る仕組みです。

## 高齢者の生活全般の相談 お近くの地域包括支援センターへお問い合わせください

担当地区	地域包括支援センター	電話番号	開設日時
南部・文京	前橋市地域包括支援センター中央	027-898-6275	午前8時30分から午後5時15分
北部・中部	前橋市地域包括支援センター中央西	027-288-0462	午前8時30分から午後5時15分
若宮・城東・中川	前橋市地域包括支援センター中央東	027-260-6815	午前8時30分から午後5時30分
上川淵・下川淵	前橋市地域包括支援センター南部	027-265-1700	午前8時30分から午後5時
桂萱	前橋市地域包括支援センター桂萱	027-264-0808	月曜日から 金曜日 (祝日及び 年末年始を 除く)
東	前橋市地域包括支援センター東	027-280-5590	午前8時30分から午後5時30分
元総社・総社・清里	前橋市地域包括支援センター西部	027-255-3100	午前8時30分から午後5時
南橋	前橋市地域包括支援センター南橋	027-235-3577	午前8時30分から午後5時30分
永明	前橋市地域包括支援センター永明	027-290-2880	午前8時30分から午後5時30分
城南	前橋市地域包括支援センター城南	027-267-9898	午前8時30分から午後5時30分
大胡・宮城・粕川	前橋市地域包括支援センター東部	027-283-8655	午前8時30分から午後5時15分
芳賀・富士見	前橋市地域包括支援センター北部	027-288-7770	午前8時30分から午後5時30分

## 障害者の生活全般の相談 委託相談支援事業へお問い合わせください

基本担当地区	委託相談支援事業所名	電話番号	開設日時
本庁管内(南部地区除く)・桂萱(東部除く)	障害者生活支援センター	027-236-0001	午前9時から午後6時
芳賀・南橋	地域活動支援センターピアーズ	027-230-8017	午前9時から午後6時
本庁管内(南部地区)・永明	指定相談支援事業所ドアーズ	027-266-8826	月曜日から 金曜日 (祝日及び 年末年始を 除く)
上川淵・下川淵	あいので相談支援事業所	027-289-4433	午前9時から午後6時
城南・粕川	青空相談支援事業所	027-266-2500	午前8時30分から午後5時30分
東・元総社・総社・清里	障がい福祉相談支援事業所ぽっか	027-226-5272	午前9時から午後5時
宮城・富士見	あかぎ相談支援事業所	027-289-5327	午前9時から午後5時
桂萱(東部)・大胡	相談支援事業所ゆりのき	027-269-2531	午前9時から午後5時

前橋市・前橋市社会福祉協議会



## こんなお悩みはありませんか？

障害のある  
子どもの親なき後の  
将来が心配

お金の管理や  
年金の受取りなどが  
ひとりでできるか心配

判断能力が低下した  
ときに支えてくれる  
人が居るのか心配

流されるまま  
高額の契約を  
結びそうになった

これらのお悩みを  
解消してくれる制度のひとつが  
成年後見制度です



## 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する力が十分でない方が、自分らしく安心して生活を送れるよう、ご本人の気持ちを大切にしながら権利や財産を守る制度です。



人を守る  
制度です

## どんなことをしてくれるの？

- ① 通帳の保管や必要な経費支払いのお手伝い
- ② 郵便物や書類の確認と、それに伴う手続きのお手伝い
- ③ 福祉サービスを利用するお手伝い
- ④ 入院や施設入所をするときのお手伝い
- ⑤ ご本人にとって不利益な契約の取り消し
- ⑥ 定期的な訪問や見守り



みんなで  
助け合いましょう！

## 制度を利用するにあたり知っておいてほしいこと

- ① 手続きをするのに時間がかかります
- ② 手続きやお手伝いをしてもらうのにお金がかかります
- ③ いったん手続きをするとやめることができません
- ④ 成年後見制度は全てをカバーできるものではありません  
他の制度を組み合わせる利用することが適切です



要チェックです！